

精神科病院に入院中のあなたへ

-精神保健当番弁護士のごあんない-



いま、何か困ったことはありませんか？

病院での生活のことや退院のこと、
誰かに相談したいと思いませんか？

もし、あなたが希望すれば、
宮崎県弁護士会の弁護士に、相談することができます。

相談無料。まずはお電話下さい。

平日 9時～17時30分

 0985-22-2466

〒880-0803 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号

発行 宮崎県弁護士会

治療について説明を求めることができます

入院中のあなたが、納得して治療を受けることは大切なことです。

なぜ入院して治療を受けなければいけないの？

といった治療についての説明を、あなたは、入院中、
医師や看護師その他の医療スタッフに求めることができます。



入院について納得できないときは？

もし説明を聞いても、

入院して治療を受けることに納得できないとき、

あなたは、宮崎県知事あてに退院請求をし、

精神医療審査会の審査を求めることができます。

あなたが退院請求をすると、

精神医療審査会の委員が、原則として病院を訪問して、

あなたや医師、看護師その他の医療スタッフ、保護者などから

事情を聞いた後、入院を続けなければいけないかどうか、

判断することになっています。



病院内での不自由について納得できないときは？

治療上必要やむを得ない一定の場合を除き、
法律上、入院中のあなたの通信や面会などを制約することはできません。
しかし実際には、
さまざまな制約で不自由を感じることもあるかもしれません。



これらの制約について納得できないときは、
その制約が治療上必要やむを得ないものかどうかについて、
あなたは、宮崎県知事あてに処遇改善請求をし、
精神医療審査会の審査を求めることができます。



こうした相談について、
あなたは、弁護士の出張相談を受けることができます。
宮崎県知事あての退院請求や処遇改善請求は、
あなた自身でも行うことができますが、
弁護士に依頼して、
あなたの代わりに手続きを行ってもらうこともできます。

弁護士とは？

弁護士は、法律の専門家という立場から、あなたの相談を聞いて、あなたのために活動する人です。あなたが弁護士に相談するときには、原則として、病院のスタッフが立ち会うことはありませんので、安心して相談できます。

弁護士費用は？

出張相談は**無料**です。
弁護士に手続きを頼む場合の弁護士費用については、あなたのために援助する制度があります。
心配せず、まずは弁護士に相談してみてください。

